

延岡市人材確保支援補助金 実施要領

(令和7年8月1日改正)

延岡市商工観光文化部
人材政策・移住定住推進室

「延岡市人材確保支援補助金」について、交付を希望される場合は、下記の要領により申請を行ってください。

目的

産業人材の確保については、各企業の主体的な活動によるものでしたが、近年の全国的な人材不足の流れに起因した行政主導による様々な施策が講じられ、ますます地域間競争も激化しつつあります。本市産業においても例外ではなく、多くの企業が「人材不足」を課題として認識しているため、このような地域ニーズに沿った本市独自の支援策が求められているところです。したがって、地域産業を支えていく人材の確保及び定着に向けた活動を効果的かつ積極的に行っていくことができるよう、それらへ取り組む企業に対する支援を目的に「延岡市人材確保支援補助金」を創設しました。

補助対象者

I. 補助金の交付対象事業者は、以下の要件の通りです。

- ① 事業の経営の主体である個人、法人又は法人格がない社団若しくは財団であって、かつ、主たる事務所又は事業所を本市に有する者であること。主たる事務所又は事業所の所在地が本市にあること。
- ② 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする者については1億円）を超えないこと又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人）を常態として超えないこと。
- ③ 延岡市税条例（平成4年条例第35号）第3条に規定する市税の滞納がないこと。
- ④ 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者に該当しないこと。
- ◆ 延岡市と新たに立地調印を締結した企業についても対象となります。
- ◆ 本市への新規進出を計画しており、ハローワークにおいて、勤務地条件を本市とする求人を掲載している事業者については、上記③を除くすべての要件を満たしている場合、対象となります。

II. 次に該当する事業者は、この要綱に基づく補助を受けることができません。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者を除く。以下この条において同じ。）が所有しているもの
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を企業が所有しているもの
- ・ 役員総数の2分の1以上を企業の役員又は従業員を兼ねている者が占めているもの

補助対象事業 補助金額・補助率 利用回数

補助の対象となる事業は、下記の6つの支援事業です。なお、延岡市と立地調印を締結した企業及び本市に新規進出を計画している事業者については、延岡市に所在する事業所等に採用することを前提とした活用が補助対象要件となります。

	補助対象事業	補助金額・補助率 (※千円未満切り捨て)	利用回数 ※1会計年度あたり
①	採用情報発信事業	補助率：2分の1 上限額：10万円	上限額（10万円）に 達するまでの回数
②	マッチング事業		
③	インターンシップ等人材受入・定着事業		
④	プロフェッショナル人材採用事業	補助率：2分の1 上限額：50万円	1回
⑤	人材育成推進事業	補助率：2分の1 上限額：10万円	上限額（10万円）に 達するまでの回数

⑥	就職説明会開催事業	補助率：2分の1 上限額：20万円	1回
---	-----------	----------------------	----

※いずれの事業も予算の範囲内での交付となります。

補助対象経費

補助対象経費は、補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月31日までにを行った補助対象事業に要した経費です。

各項目の「補助対象事業実施日」は、事前に必ず、市にお問合せ下さい。

- ※ ④ プロフェッショナル人材採用事業については、プロフェッショナル人材雇用開始日が、補助金の交付の申請を行う日の前年度に属する場合には、前年度に支払った人材紹介手数料を補助対象経費に含むものとします。
- ※ ⑤ 人材育成推進事業については、人への投資促進コース及び事業展開等リスティング支援コースの支給決定日が、補助金の交付の申請を行う日の前年度に属する場合には、前年度に支払った負担金を補助対象経費に含むものとします。

① 採用情報発信事業	
補助対象経費の区分	補助対象経費
掲載料	求人情報誌、就職支援サイト等の管理運営者に対して支払った費用のうち、求人情報掲載に係る費用とする。
印刷製本費	求人情報を記載したチラシやパンフレット等の作成に係る費用とする。
制作委託料	人材確保に資する動画、ホームページ等の制作委託に係る費用とする。
その他	市長が特に必要と認めた費用
② マッチング事業	
補助対象経費の区分	補助対象経費
参加負担金等	合同企業説明会等の主催者に対して支払った費用のうち、参加負担金、会場使用、ブース装飾及び備品等資材借入に係る費用とする。
旅費	合同企業説明会等に従業員を派遣するために必要な次に掲げる費用とする。ただし、1つの合同企業説明会等につき2名分までとする。 (1) 交通費 事業所所在地から合同企業説明会等の会場までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金とする。ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。 (2) 宿泊費 参加に伴い宿泊が必要となった場合の宿泊費用（食事代を含む場合は当該代金を除く。）とする。
消耗品費	合同企業説明会等で使用する備品等資材購入（※）に係る費用とする。 （※）合同企業説明会等における自社のPR用パネル、椅子カバーなど。ただし、汎用性があるもの（パソコン、モニターなど）は対象となりません。
その他	市長が特に必要と認めた費用
③ インターンシップ等人材受入・定着事業	

補助対象経費の区分	補助対象経費
旅費	市外から本市の企業へのインターンシップ希望者又は UIJ ターン就業希望者が企業訪問等を行うために必要な次に掲げる費用とする。 (1) 交通費 市外からのインターンシップ希望者又は UIJ ターン就業希望者の居住地から就職を希望する事業所までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として、事業者が支払った経費とする。ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。 (2) 宿泊費 市外からのインターンシップ希望者又は UIJ ターン就業希望者が企業訪問等に伴い宿泊が必要な場合の宿泊費用（食事代を含む場合は当該代金を除く。）として、事業者が支払った経費とする。
謝金	人材の確保や定着に資する取り組みを行うために専門家や外部講師等に支払う費用とする。
その他	市長が特に必要と認めた費用
④ プロフェッショナル人材採用事業	
補助対象経費の区分	補助対象経費
役務費	宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用して、専門性を有したプロフェッショナル人材を採用するための人材紹介手数料
その他	市長が特に必要と認めた費用
⑤ 人材育成推進事業	
補助対象経費の区分	補助対象経費
負担金	<u>厚生労働省が実施する人材開発支援助成金のうち</u> 、人への投資促進コース又は事業展開等リスキリング支援コースの支給決定を受けており、本コースの補助対象経費のうち、支給された人材開発支援助成金を除いた分で、補助事業者が支払った費用とする。
その他	
補助対象経費の区分	補助対象経費
印刷製本費	チラシ等の印刷や、配布する冊子等の製本のために支払う費用
使用料及び賃借料	会場又は備品の借上げのために支払う費用
電信料	インターネット等での発信のために支払う費用
広告料	新聞や雑誌等の広告掲載のために支払う費用
委託料	会場の設営又はこれに伴うものに支払う費用
その他	市長が特に必要と認めた費用

申請時に提出する書類

補助対象事業	① 採用情報発信事業 ② マッチング事業 ③ インターンシップ等人材受入・定着事業
--------	---

補助金等交付申請書（様式第1号）に下記の書類を添えて、**補助対象事業実施日（着手日）の前日までに**提出してください。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 経費明細書（全体）（様式第3号）

- (3) 経費明細書（個別）（①：様式第4号の1、②：様式第4号の2、③：様式第4号の3）
- (4) 経費の積算根拠となる書類の写し
- (5) 暴力団等でないことの誓約書（様式第5号）
- (6) 市税の完納を証する書類（延岡市納税課発行）（※原則、発行日から1か月以内のものであること）

補助対象事業	④ プロフェッショナル人材採用事業
--------	-------------------

プロフェッショナル人材雇用開始日から起算して6か月経過後、2か月以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 雇用保険被保険者登録証明書（様式第7号）
- (2) 住民票その他の採用したプロフェッショナル人材が採用後6か月以上本市内に住所を有することが確認できる書類
- (3) 事業報告書兼収支計算書（様式第8号）
- (4) 補助対象経費の領収書その他の支出を証する書類
- (5) 暴力団等でないことの誓約書（様式第5号）
- (6) 市税の完納を証する書類（延岡市納税課発行）（※原則、発行日から1か月以内のものであること）
- (7) その他市長が必要と認める書類

補助対象事業	⑤ 人材育成推進事業
--------	------------

人への投資促進コース及び事業展開等リスキング支援コースの支給決定日から2か月以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 人への投資促進コース又は事業展開等リスキング支援コースの支給決定通知書の写し
- (2) 事業報告書兼収支計算書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費の領収書その他の支出を証する書類
- (4) 暴力団等でないことの誓約書（様式第5号）
- (5) 市税の完納を証する書類（延岡市納税課発行）（※原則、発行日から1か月以内のものであること）
- (6) その他市長が必要と認める書類

補助対象事業	⑥ 就職説明会開催事業
--------	-------------

補助金等交付申請書（様式第1号）に下記の書類を添えて、補助対象事業実施日（着手日）の前日までに提出してください。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 経費明細書（全体）（様式第3号）
- (3) 経費明細書（個別）（様式第4号の6）
- (4) 経費の積算根拠となる書類の写し
- (5) 就職説明会等の概要がわかる資料等（任意様式）
 - ※ 「就職説明会等概要」を参考に必要な記載内容を含んだものを作成すること
- (6) 暴力団等でないことの誓約書（様式第5号）
- (7) 市税の完納を証する書類（延岡市納税課発行）（※原則、発行日から1か月以内のものであること）
- (8) その他市長が必要と認める書類

留意事項

※ 本市に新規進出を計画している事業者については、市税の完納を証する書類（延岡市納税課発行）の代わりに、勤務地条件を本市とする求人ハローワークに掲載していることを証する資料等を提出すること。

※ 申請時に仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを差し引いて申請してください。

実績報告時に提出する書類

補助対象事業終了後 30 日以内又は補助対象事業終了の日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 15 号）、事業報告書兼収支計算書（様式第 16 号）及び経費決算明細書（全体）（様式第 17 号）に次に掲げる資料を添えて提出してください。

補助対象事業 ① 採用情報発信事業

- (1) 経費決算明細書（個別）（様式第 18 号の 1）
- (2) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- (3) 事業概要（成果物等）が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

補助対象事業 ② マッチング事業

- (1) 経費決算明細書（個別）（様式第 18 号の 2）
- (2) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- (3) 事業概要（パンフレット等）が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

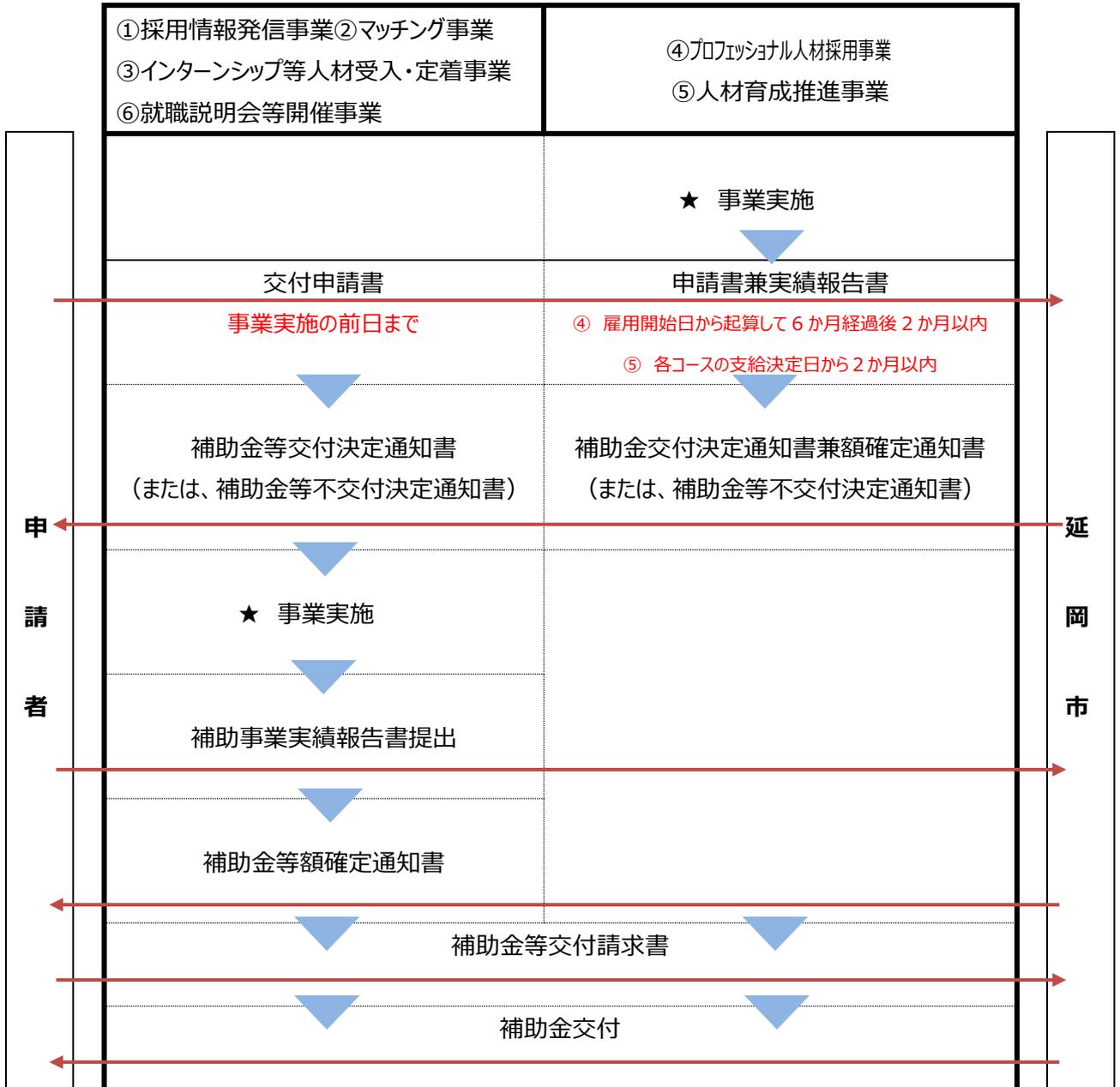
補助対象事業 ③ インターンシップ等人材受入・定着事業

- (1) 経費決算明細書（個別）（様式第 18 号の 3）
- (2) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- (3) 事業概要（活動実績等）が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

補助対象事業 ⑥ 就職説明会開催事業

- (1) 経費決算明細書（個別）（様式第 18 号の 6）
- (2) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- (3) 事業概要（活動実績等）が分かるもの
 - ※ 「就職説明会開催実績報告書」を参考に必要な記載内容を含んだものを作成すること
- (4) その他市長が必要と認める書類

申請から補助金交付までの流れ



※ 実績報告時に補助対象経費が交付申請書に記載した予定額より増額となっても、交付決定書に記載した交付金額は増額となりません。

お問い合わせ先

延岡市 商工観光文化部 人材政策・移住定住推進室
 TEL : 0982-20-7176
 E-mail : jinzai@city.nobeoka.miyazaki.jp